

事業者の皆様へ

年末・年始労働災害防止強化運動実施中

期間 平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日

スローガン 『無事故で締めよう 行く年を 無事故で誓おう 来る年に』

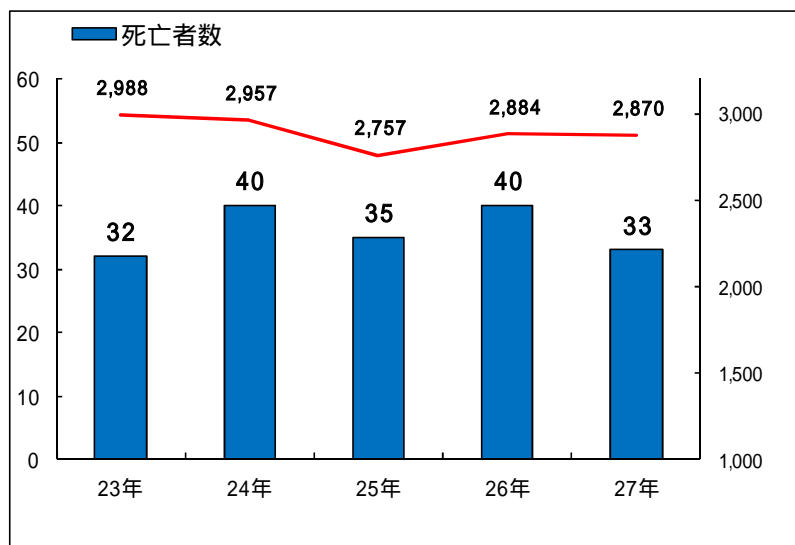
労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします

年末年始は、あわただしく、大掃除や機械の点検・整備など非定常時作業が多くなることから、労働災害のリスクが高くなりますので、作業手順の遵守や非定常時作業時における安全確保の確認等に努めることが普段にも増して重要となります。

事業者の皆様におかれましては、実施事項に基づき職場の総点検を実施する等、より一層の労働災害防止の取組をお願いいたします。

茨城県内の休業 4 日以上の労働災害は、長期的に見れば着実に減少しておりますが、平成 27 年は前年に比べてわずかな減少にとどまりました。本年においては、10 月末現在で、死亡者数は減少しておりますが、死傷者数は増加という状況になっています。労働災害の防止のためには、それぞれの事業場が安全衛生活動を総点検し、労使、関係者が一体となって労働災害防止活動を徹底して行くことが必要です。

(県内の労働災害の推移)



	27 年	28 年	増減数
死亡者数	29	18	-11
死傷者数	2,113	2,152	+39

主な業種の休業 4 日以上の災害発生状況

業種	27 年	28 年	増減数
製造業	592	590	-2
建設業	257	282	+25
道路貨物運送業	267	253	-14
商業(小売業)	228	241	+13

(上記の数値は、10 月末現在)

事業場の実施事項

1. 経営トップによる年末・年始の「災害発生ゼロ」に取り組む決意表明を行う。
2. 事業場の代表者等による職場内の安全衛生パトロールを実施する。
3. リスクアセスメントの導入を促進し、自主的な安全衛生管理活動の活性化を図る。
4. K Y (危険予知) 活動、作業開始前ミーティング等を実施し、職場の整理・整頓・清掃・清潔 (4 S 活動) を積極的に推進する。
5. 各種作業主任者、就業制限業務等における資格を確認し、選任や配置状況に応じた資格者の充足を行う。また、選任された作業主任者に対して、職務遂行を徹底させる。



茨城労働局・各労働基準監督署

主な業種の労働災害防止対策

1 製造業対策

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、切れ・こすれ災害が多く発生しています。

- (1) 機械設備の回転部分などに安全カバーを取り付けましょう。
- (2) 機械設備の点検・清掃を行うときは、必ず機械を停止させましょう。また、機械設備に非常停止装置が取り付けられているか確認しましょう。
- (3) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。食品工場など水を扱う職場は滑り止めの作業靴を使いましょう。

2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く発生しています。手すり等の未設置など墜落防止対策の不備が原因です。

- (1) 労働安全衛生規則で定められた構造の足場を設置しましょう。足場の設置が困難な場合は、親綱を張り、安全帯を使用しましょう。また、ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。
- (2) はしごを使用するときは、転倒しないように固定しましょう。
- (3) 建設機械との接触を防止するため、立ち入り禁止措置又は誘導員を配置しましょう。
- (4) 掘削作業を行うときは、土砂崩壊防止のため、土止め支保工を設置しましょう。

3 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、荷卸し作業やシートの掛け外し作業等でトラック等からの墜落災害が多く発生しています。これらの災害を防止するためには、運送事業者の努力だけでは難しく、荷主の方のご理解とご協力が必要です。

- (1) 荷台への昇降の際は、はしごや作業台を使用しましょう。
- (2) 積み込み場所等には、墜落防止のための親綱や簡易足場の設置を進めましょう。
- (3) ヘルメット（保護帽）を着用しましょう。

4 第三次産業対策

商業や社会福祉施設では、転倒災害が多く発生しています。特に、社会福祉施設では腰痛も多く発生しています。

- (1) 安全推進者を選任し、安全推進者が中心となって労働災害防止対策に取り組みましょう。
- (2) 転倒災害を防止するため、作業面や通路の凹凸を補修しましょう。
- (3) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を積極的に推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保しましょう。
- (4) 正しい荷物の持ち方など腰痛防止の教育の実施や腰痛防止体操を実践しましょう。